

鳥取県告示第447号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき鳥取県中部を野菜指定産地とし、ほうれんそうを指定野菜とした鳥取県生産出荷近代化計画を立てたので、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県農林水産部生産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成21年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治